

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務事業者評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 2024年度福山駅前広場運営実証実験業務を実施するに当たってプロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、2024年度福山駅前広場運営実証実験業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 同点の場合の決定方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 建設局福山駅周辺再生推進部長
- (2) 建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課長
- (3) 経済環境局経済部産業振興課長
- (4) 経済環境局文化観光振興部観光戦略課長
- (5) 市長公室情報発信課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置き、委員長は建設局福山駅周辺再生推進部長とする。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。